

## 2025年日本国際博覧会「フューチャーライフヴィレッジ交流イベント」 企画・運営業務 公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、未来社会ショーケース事業「フューチャーライフ万博」である「未来の暮らし」「未来への行動」などをテーマとし、「対話」と「共創」を運営コンセプトとしてフューチャーライフヴィレッジ（以下「FLV」という。）での展示を2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の会期中※に実施する。

協会は、FLVでの「対話」と「共創」を実現するため、FLVでの交流イベントの企画と大阪・関西万博の会期前から会期後までの運営業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者を公募する。

本業務は、公益財団法人 JKA 補助事業（競輪とオートレースの補助事業）として、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的に施策を実施するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

※会期中：2025年4月13日から2025年10月13日

### 1 業務名

2025年日本国際博覧会「フューチャーライフヴィレッジ交流イベント」企画・運営業務

#### (1) 本業務の趣旨・目的

「対話」と「共創」を運営コンセプトとしているFLVにおいて、FLV参加者並びに来場者を対象に「対話」や「共創」につながる一助となることを目的に交流イベントを実施するもの。さらに、会場参加された方に「つながる万博」であったという記憶に残るものとなるとともに、「参加型万博実践の場」となりえることも本イベントの目的とする。

本業務は上記目的を効果的に達成するため、イベント内容の企画・運営を委託するもの。

#### (2) 業務概要

「フューチャーライフヴィレッジ交流イベント」企画・運営業務 仕様書のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結日から2025年10月31日（金）まで

※①2024年度：契約締結日から2025年3月31日（月）まで

②2025年度：2025年4月1日（火）から2025年10月31日（金）まで

※本事業は、2025年度公益財団法人JKAの補助事業に申請中の案件である。

#### (4) 委託上限額

81,370,000円（税込）

※①24年度については7,420,000円（税込）を上限とする。

### 2 スケジュール

2024年11月18日（月） 公募開始・質問受付開始・仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書  
受付開始・web説明会申込開始

2024年11月24日（日） web説明会申込締切

2024年11月25日（月） web説明会 15:00～16:00

2024年11月26日(火)	質問 締切
2024年11月29日(金)	質問 回答
2024年12月2日(月)	「仕様書等企画・提案に必要な参考資料」開示申請の受付締切
2024年12月18日(水)	提案書類提出締切
2024年12月下旬(予定)	選定委員会
2025年1月中旬(予定)	審査結果通知・最優秀事業者公表
2025年1月下旬(予定)	契約締結
2025年10月31日(金)	業務終了(業務完了報告書提出)

### 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の事業者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する場合にあつては、構成員全員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。（ただし、(5)は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。）

また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

### 4 応募に係る事項

(1) 公募要領の配布

① 配布期間

2024年11月18日(月)から2024年12月18日(水)まで

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない）。

③ web 説明会参加方法

- ・web 説明会への参加を希望する事業者は、2024 年 11 月 24 日（日）までにメールにて事前に参加申込を行うこと。
- ・「件名」は「【web 説明会参加申込】2025 年日本国際博覧会 FLV 交流イベントの企画・運営業務」とし、メール本文に「社名」「担当者名」「メールアドレス」「電話番号」を記載すること。  
【申込先メールアドレス：[kyouyou@expo2025.or.jp](mailto:kyouyou@expo2025.or.jp)】

(2) 仕様書等企画・提案に必要な参考資料の開示

① 開示申請期間

2024 年 11 月 18 日（月）から 2024 年 12 月 2 日（月）17 時まで

② 申請方法

企画提案にあたり、仕様書等企画・提案に必要な参考資料（ステージガイドライン等）の開示を希望する事業者は、「仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書」（様式 1）、「参加表明書」（様式 2）の電子データ（PDF）を電子メールにより③申請先へ提出すること。

※「件名」に「【開示請求】2025 年日本国際博覧会 FLV の企画・展示運営業務」と明記すること。

※口頭、持参、電話、FAX による開示申請は受け付けない。

③ 申請先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局 企画部 共創推進課  
送付先メールアドレス：[kyouyou@expo2025.or.jp](mailto:kyouyou@expo2025.or.jp)

④ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(3) 質問の受付及び回答

① 受付期間

2024 年 11 月 18 日（月）から 2024 年 11 月 26 日（火）17 時まで

② 提出方法

電子メール（アドレス：[kyouyou@expo2025.or.jp](mailto:kyouyou@expo2025.or.jp)）で受付ける。

※「件名」に「【質問】2025 年日本国際博覧会 FLV 交流イベントの企画・運営業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載してファイル添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じない。

③ 質問の回答

質問への回答は、2024 年 11 月 29 日（金）に、原則、全回答（他社の質問分を含む）を全事業者へのメール送信により行います。

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

2024年11月19日（火）から2024年12月18日（水）17時まで

② 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出すること。（持参による提出は不可）

※2024年12月18日（水）必着。

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局  
企画部 共創推進課（担当：高槻、柴原、鈴木）  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

また提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。（送信先：[kyousou@expo2025.or.jp](mailto:kyousou@expo2025.or.jp)）

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8725）

※土曜日及び日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

① 企画提案書

- ア. 企画提案書（A4用紙、様式自由 最大20枚程度まで）：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- イ. 全体概要（A4用紙1ページ、様式自由：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- ウ. 工程表（A4用紙、様式自由：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- エ. 参加資格保持誓約書（様式3：原本1部）
- オ. 応募金額提案書及び積算内訳書（様式4：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）

なお、応募金額提案書を作成する際は、以下項目を参考に業務に分けて記載すること。

<2024年度（契約締結日～2025年3月31日）>

- ・交流イベント実施企画作成（構成企画・演出企画）
- ・業務運営計画書の作成
- ・交流イベント参加者との窓口・調整業務

<2025年度（2025年4月1日～10月13日）>

- ・交流イベント参加者との窓口・調整業務
- ・FLV交流イベントの運営

・FLV 交流イベントの記録作成及び公開

※必要な業務及び人数を明示し、提案すること。

(ディレクター、運営スタッフ、ファシリテーター、MC、記事作成 (ライター))

- ② 業務実績申告書 (様式 5 : 原本 1 部、副本 5 部)
- ③ 共同企業体で応募の場合
  - ア. 共同企業体届出書 (様式 6 : 原本 1 部)
  - イ. 共同企業体協定書 (写し) (様式 7 : 原本 1 部)
- ④ 持続可能性の確保に向けたチェックシート (様式 8 : 原本 1 部)

#### (6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

#### (7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

#### (8) その他

- ① 応募は 1 応募者 1 提案とする (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体 (CD-R、DVD-R 等) に格納した PDF ファイル (企画提案書は副本のみ) でも提出すること。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 2025 年日本国際博覧会「フューチャーライフヴィレッジ交流イベント」

企画・運営業務 提案書

株式会社〇〇 (法人名)

- ④ 書類提出後の差し替えは認めない (協会が補正等を求める場合を除く)。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとする。

## 5 審査の方法

### (1) 審査方法

- ① (2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。応募のあった提案の中で優秀と審査された提案について、プレゼンテーション審査 (オンライン開催予定) を行います。プレゼンテーション審査の日時は、審査の対象者に対して、2024 年 12 月 20 日 (金) までに通知を行います。
- ③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下 (各選定委員の平均点) の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 協会は、最優秀提案事業者を特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定する。

(2) 審査基準

審査票に記載の審査項目・評価対象・配点をもとに審査する。

【審査票】

審査項目	審査内容	配点
案件の目的及び内容の理解度	・本業務の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされているか。	20点
提案内容	・「FLV 交流イベント」を盛り上げるにふさわしい提案となっているか。 ・「対話」や「共創」につながる企画となっているか。 ・交流イベントへの参加・観覧を目的とした来場者増を目指す提案となっているか。	35点
業務実施体制等	・実施体制が効果的かつ効率的に行うことができる体制、及び実績となっているか。 ・実施スケジュール、業務分担などが明確でありかつ無理な工程となっていないか。	15点
価格点	・価格点の算定方式 満点(30点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※小数点以下切り捨て	30点
合計		100点

(3) 審査結果

① 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会「フューチャーライフヴィレッジ交流イベント」企画・運營業務】において公表する。[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

ア. 最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

イ. 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名） ※50音順

ウ. 全提案事業者の評価点 ※得点順（提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

エ. 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

③ 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。

④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、共同企業体が契約候補者となった場合には、使用印鑑届を除き、構成員全員が提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- ② 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ア. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
  - イ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
  - ア. 貸借対照表
  - イ. 損益計算書
  - ウ. 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式9：原本1部）
- ⑥ 印鑑証明書（原本1部）
- ⑦ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10：原本1部）
- ⑧ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式11：原本1部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから2営業日後の17時まで提出すること。

## 6 契約手続きについて

本業務に関する契約書の契約金額については、提案時に提示した提案金額を上限とし、「2024年度」「2025年度」の契約金額については、契約書及びその仕様書に定めた内容を基に、契約候補者と協会が協議し決定する。

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式10）を提出すること。
- (5) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ③ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
  - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 7 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([202307 sus code.pdf \(expo2025.or.jp\)](https://www.expo2025.or.jp/202307_sus_code.pdf))
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 8 その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治四十年法律第四十五号)等を遵守すること。

以上